

予算・決算審査のあり方についての確認事項（案）

- 1 予算、決算の審査にあたっては、特別委員会を設置する。
※特別委員会の設置及び委員の人数については、議会運営委員会で協議

- 2 議長・監査委員を除く全議員を2つのグループに分けて、13名ずつが交互に、予算、決算特別委員会の委員となる。
※特別委員会の委員の選出については、各派代表者会議で協議

- 3 9月に決算審査を行ったグループが翌年3月の予算審査を行う。
 - 9月に決算審査を行った委員が、翌年3月に予算審査を行うことにより、これまで以上に、決算審査を踏まえた予算審査を行うことができる。
 - 予算を審査したグループが、翌年の9月に決算を審査することとなり、審査をした予算について、決算も審査することになる。

- 4 議長及び監査委員の改選があった場合は、新旧の議長及び監査委員のグループ分けは各派代表者会議において調整する。

なお、監査委員については、監査委員を辞職した翌年は決算特別委員会の委員とならないこととする。

- 5 傷病等の理由により、審査の期間を通じて委員会に出席することができない見込みがある等の場合は、原則として当該会派内で調整する。

- 6 委員の選出は、原則として上記のルールにより、特別委員会設置の都度、各派代表者会議において協議・決定する。

- 7 その他、委員の選出について問題が生じた場合は、各派代表者会議において協議する。